

久慈川・那珂川流域治水協議会（第 6 回） 議事概要

1. 日 時：令和 6 年 3 月 28 日（木）15：00～16：30
2. 場 所：常陸河川国道事務所 2 階会議室 及び web 会議併用
3. 出席者：出席者名簿のとおり
4. 議題
 - (1) 流域治水プロジェクト 2.0 について
 - (2) 関係機関の取組事例について
 - (3) 久慈川緊急治水対策プロジェクト、那珂川緊急治水対策プロジェクトの進捗について
 - (4) その他
5. 議題概要
 - (1) 流域治水プロジェクト 2.0 について
資料 1 及び資料 2 により、流域治水プロジェクト 2.0 について説明

【ご質問】

- ・ 那珂市： 何年頃までにこのプロジェクトにより安全が確保されるのかといった、今後の見通しはあるか。
- ・ 常陸河川国道事務所：
気候変動の影響への対応については、2040 年頃には降雨量が約 1.1 倍、流量が約 1.2 倍になるだろうと試算しており、この 2040 年頃の状態にも耐えうるというような考え方をしている。具体的に何年から大丈夫かというのは答えを持ち合わせていない。
- ・ 水戸地方気象台：
気候変動のシナリオは例として 2℃上昇と 4℃上昇のシナリオを示している。また、産業革命以前の水準より世界の平均気温を 1.5℃上昇までに抑えようという適応策と緩和策という 2 つの地球温暖化の対策がある。2℃上昇というシナリオを想定しながら、何かの指標によって対策をしていく必要がある。ただし、4℃上昇という最悪のシナリオも頭に入れながらやる必要があり、そのような防災対応においてはソフト対策の必要性も出てくると思われる。ハード対策については予算が絡むということもあり想定に基づいて計画的に進められるものと考えている。ただし最悪のシナリオを想定外にしないためにも、ソフト防

災として避難の在り方等、危機意識を住民の方と一緒に共有しながら進めていくことになるだろう。まずは、この気温上昇に収めたいということ地球全体で考えていく必要がある。

・常陸河川国道事務所：

河川の整備については河川法という法律に基づいて河川整備計画、河川基本方針というものを作って整備を進めている。今回改定させていただいたのも法律に基づくものである。洪水という自然を相手にするものであるため、それを上回る大洪水があれば耐えられない。流域治水はそういったところも含めて少しでも安全性を確保して、少なくとも命を守るということを考えている。市町村長の皆様におきましては万が一の場合を含めて考えていただきたい。我々としては計画の部分については河川管理者としてしっかり対応していきたい。

久慈川水系流域治水プロジェクト 2.0 及び那珂川水系流域治水プロジェクト 2.0 について承認を頂いた。

(2) 関係機関の取組事例について

資料 3 により、各関係機関の取組事例を紹介した。

【各機関からのコメント】

- ・笠間市： グリーンインフラの活用として、地元の小学校で河川の環境や状況を把握するための取り組みをしている。涸沼川については国県の協力により、河川の改修や堆積物の撤去に取り組んでもらっており、河川での氾濫というものが限りなく少なくなっている状況である。今後もこういった取り組みをと併せて、気候変動により集中的な豪雨による住宅地での内水氾濫による床下・床上浸水が想定されることから、その排水等の整備を進めていくための協力をお願いしたい。

市では内水氾濫のハザードマップを市独自で作り、地域住民に公表しながら、床上・床下浸水の可能性を認識してもらうための取り組みを行っている。来年度には県に指導をもらいながら、河川のハザードマップの見直しも行っていく予定である。

・常陸大宮市：

築堤防整備後心配なのは、河川の流下能力の継続的な確保である。令和元年東日本豪雨のときも越水破堤があったが、河川の定期的な

河道掘削、樹木の伐採等が行われていれば、越水破堤ももう少し抑えられたのではと思う。災害は忘れた頃にやってくるため、10 年後、20 年後を見据えて流下能力の確保をお願いしたい。流域治水の取り組みとして、雨水排水整備計画の策定を進めており、雨水の一時貯留を検討課題としている。常陸河川国道事務所から情報提供等、協力いただきたい。

- ・那珂市： 家庭の浄化槽を撤去しないで、雨水の貯留施設にしている。少しの量でも河川への流出を抑えようとしている。また、首長は河川に関する興味・関心を持ち続けなければならない。異常気象が今後も続くことを意識し続けることが大事。今後も河川整備の予算を確保していく。

- ・水戸地方気象台：

気候変動の影響で災害が激甚化・頻発化している。8 年で 3 回の災害が茨城県で起きている。茨城県という特定の箇所ですりでのだけの頻度で起きている。近年は想定外のことが起こると思って対応していかないとけない。災害においては顔の見える関係が重要となっており、そのような関係の構築を行っている。今後も関係市町に説明していく。

- ・ひたちなか市：

学校の校庭貯留、調整池の事前放流・整備を進めている。校庭貯留については、令和 3 年度にグラウンドの地下の貯留施設が完成しており、今は地上面にも雨水を貯められるような整備を行っている。近隣住民も効果を実感している。また中丸川の 100mm/h 安心プランを茨城県と共同で進めている。地元の企業や自治会の皆さんと連携して調整池の事前放流の訓練を行ったり、昨年の台風 13 号では実際に事前放流をお願いしたりと実践的に取り組んでいる。引き続き、市民に広報を行うとともに、関係機関の皆様と協力して進めていきたい。

- ・大子町： 本庁における防災・減災対策として、危険区域に居住している住民の逃げ遅れゼロを目指してソフト対策にも力を入れている。防災訓練に出向き防災講話の実施やマイ・タイムラインの作成など、住民自らが危機意識をもってもらえるような取り組みを行っている。

また、昨年度から小学生を対象とした防災教育を実施している。さらに、令和 3 年度から 3 か年計画で防災士の育成を図っており、現在約 180 名が防災士の資格を取得している。ハード対策については、茨城県と連携して防災道の駅の整備を令和 8 年の完成を目指して進めている。また、中心市街地に集まった雨水を一時的に貯留する地下貯留施設を旧役場跡地に整備することを計画している。

・那須烏山市：

下境地区と宮原地区にて防災集団移転促進事業にとりかかっている。また、霞堤の整備に着手いただいている。本日皆さんの話を聞いて、小学校の校庭を活用した貯水等考えたことがなかったが、子供たちに防災意識を植え付けることができるのではと考えた。逃げ遅れがゼロになるように住民との防災訓練等、手助けしていきたい。防災集団移転に関しては、地域住民の個別相談を行うとともに市としてもいろんな方に相談をさせてもらっている。今後とも指導をお願いしたい。

・塩谷町：

那珂川水系荒川の上流に位置するため、下流域に迷惑をかけないように取組んできた。流域治水プロジェクト 2.0 の方向性に沿うように今後も取り組みを進めていきたい。

・那珂川沿岸農業水利事業所：

農業用のダムの御前山ダムについて事前放流のための訓練を昨年 9 月 1 日に行った。その過程で迅速かつ確実に情報を伝達するための課題が明らかになった。引き続き、こういった取り組みを継続していきたい。

・宇都宮地方気象台：

栃木県内の市町を訪問させてもらい顔の見える関係の構築に努めている。また、水戸地方気象台等、他の気象台との連携も密に行っており、こちらも顔の見えるよい関係ができています。気象庁では線状降水帯の予測精度向上に取り組んでいる。今年 3 月 5 日には新しいスーパーコンピュータの運用が開始され、これにより府県単位の線状降水帯の予測が可能になる。令和 11 年度には気象衛星ひまわり 10 号による新しい観測も始まるため、期待していただきたい。

(3)久慈川緊急治水対策プロジェクト、那珂川緊急治水対策プロジェクトの進捗について

資料 4 により久慈川緊急治水対策プロジェクト、資料 5 により那珂川緊急治水対策プロジェクトの進捗について説明。

(4)その他①（全体質疑）

・常陸大宮市：

緊急治水対策プロジェクトの説明について、資料 2 の 2 ページに、「気候変動による降雨量増加後の令和元年東日本台風洪水規模に対する安全の確保」の期間が概ね 30 年と記載がある。資料 5 の説明では河道掘削が 55%終わっているということだが、30 年かけて堤防整備と河道掘削をやり続けるというイメージでよいか。

・常陸河川国道事務所：

資料 5 で説明したのは令和 8 年までの緊急治水対策プロジェクトのことであり、資料 2 の 2 ページに記載されている概ね 30 年というのは、緊急治水対策プロジェクトより上位にある河川整備計画の話である。

・常陸大宮市：

河川整備計画に緊急治水対策プロジェクト上の河道掘削や堤防整備も含まれているということか。

・常陸河川国道事務所：

そうである。河川整備計画のうち令和元年東日本台風に関する部分を取り出して緊急治水対策プロジェクトとして今進めている。

・常陸大宮市：

概ね 30 年後には令和元年東日本台風クラスの台風が来たとしても内水氾濫等はないという認識でよいか。

・常陸河川国道事務所：

内水氾濫については別の計画。河川整備計画は久慈川・那珂川本川の治水計画。内水氾濫に関しては県のほうで中小河川の氾濫に対する計画を立てて整備を進めている。

(4)その他②

- ・常陸河川国道事務所；

本日配布した資料 2①②については暫定版として扱い、最終版については別途事務局から改めて照会させていただきたい。

(以上)